

氏名	住所	電話	担当地区
伊橋利雄	篠本1,162	(5) 0018	一区・二区
増島彰	篠本4,585	(5) 0121	三区
越川昭	二又1,206	(5) 1326	二又・新井
小川三郎	宝米1,205	(5) 0325	宝米
鈴木三郎	台869-1	(5) 0081	小川台・台
斉藤武雄	傍示戸254	(5) 1269	富下・虫生・傍示戸
佐久間了	小田部1,123	(5) 0648	母子・小田部・町住
岩沢一夫	芝崎850	(5) 0240	芝崎
土屋隆嗣	宮川6,018-13	(4) 0070	橋場
椎名ヒロ	宮川5,320-1	(4) 2116	橋場
林亮	宮川9,995	(4) 1758	西高野・谷中・入
川島清市	宮川4,630	(4) 1052	桑郷・古屋
橋浦寛照	宮川2,273	(4) 0693	宮内・作間内・県住
越川義一	目篠339	(4) 1892	原方・篠原
小川せい子	木戸8,138	(4) 0252	五ノ神・長塚
平野定	木戸1,330-6	(4) 0157	木戸・辻
向後家治	木戸905	(4) 0580	白磯
伊藤清志	尾垂イ1,152	(4) 0682	尾垂
伊藤昇	尾垂イ2,540	(4) 0818	尾垂
椎名弘明	木戸9,498	(4) 0522	関・辻の浜

(任期61・12・1) 1) 64・11・30)

氏名	住所	連絡先	担当地域
高梨春子	篠本5099	(5) 0186	篠本一・二・三区
鈴木良子	宝米9	(5) 1100	新井・宝米・二又
鈴木重子	台869-1	(5) 0081	小川台・母子・小田部・
飯島紀美子	芝崎913	(5) 1174	芝崎・傍示戸・富下・虫生
大木国	宮川6039-5	(5) 0272	橋場・桑郷
鈴木登美枝	宮川3714	(4) 0551	古屋・作間内・宮内
越川恒子	谷中2005	(4) 1583	谷中・入・西高野・原方・篠原
椎名トシ	木戸5938	(4) 0419	辻・木戸・長塚・五ノ神
鈴木米子	木戸754	(4) 0309	白磯・関
加瀬くら	尾垂イ3471-2	(4) 1054	尾垂五・六区

(任期61・12・1) 1) 64・11・30)

民生(児童)委員決まる

総務に橋浦寛照氏

母子福祉推進員

越川恒子さん



療育手帳

精神薄弱者(児)に対して、一貫した指導、相談を行うとともに、各種の援助措置を受け易くするために交付されるものです。

療育手帳交付申請書を役場(福祉係)に提出し、児童相談所又は、障害者相談センターで判定を受けます。

判定の結果により、重度と認められる方には、特別児童扶養手当や医療費の助成が受けられます。

身体障害者手帳

わたしたちが、もし、病気や事故で身体に障害が残り、日常の生活が不自由になったとき、身体障害者福祉法上の各種の援助が受けられます。たとえば、車椅子、盲人安全つえ、眼鏡、補聴器等の補装具や、浴そう、特殊寝台特殊便器等の日常生活用具の給付や貸付を受けたり、あるいは、更生に必要な医療を受けることができます。

身体障害者手帳は、いろいろな制度を利用するための、いわば身体障害者であることの証票として交付されるものです。(診断書用紙は役場にありま

す。又、障害の部位により用紙は異なります。)

たて4センチ、横3センチの写真(上半身、脱帽)一枚を添えて、役場住民福祉課福祉係に申請します。

十五歳未満の者については、保護者が代って申請します。現在手帳を所持されている方なかで障害の程度が変わった方は、診断書を添えて程度の変更手続きが必要です。